

告 示 第 7 1 8 号

令和 7 年 5 月 2 2 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

女性活躍推進セミナー事業業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

令和 7 年度女性活躍推進セミナー事業業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、女性活躍推進セミナー事業業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

女性の職業生活における活躍を推進するため、企業の経営者等が女性活躍の意義について理解を深め、それぞれの企業等における実践を促すことを目的としたセミナー及び参加者が働く目的、現状及び課題を明確にし、主体的にキャリアデザインを考えるとともに、働くことへのモチベーションを高めて活躍することを推進するセミナーを開催する。

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（鹿児島市内に営業所等がないために本市への納税義務がない場合は、本市内の営業を担当する事務所が所在する市区町村の市区町村税）を完納していること。
- (3) 企画提案競技参加申込書の提出日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (7) 平成30年度以降にビジネススキル、事業経営等に係るセミナーの実施、運営など人材育成又は事業者支援業務の実績を有する法人であること。

3 提出要領

(1) 提出期間

令和7年5月22日（木）から同年6月5日（木）まで（月曜日を除く。）。ただし、(4)イからエまでの書類については、同年6月17日（火）午後6時まで提出すること。

(2) 提出時間

午前9時30分から午後6時まで

(3) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市荒田一丁目4番1号

鹿児島市市民局人権政策部男女共同参画推進課（サンエールかごしま1階）

電話 099-813-0852

(4) 提出書類

鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者については、カからケまでの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 企画提案書（様式第2）

ウ 見積書（様式第3）

エ 実施体制に関する調書（様式第4）

オ 法人に関する調書（様式第5）

カ 決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書及び株主資本等変動計算書））直前1期分。なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況が分かる書類

キ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

ク 印鑑登録証明書（原本提示の場合、写しでも可）

ケ 市税に滞納がないことの証明書。ただし、鹿児島市内に営業所等がないために本市への納税義務がない場合は、本市内の営業を担当する事務所が所在する市区町村発行の「市区町村税」納税証明書とする。

(5) 提出部数

正本 アからケまでの書類 各1部

副本 イからオまでの書類 各5部

(6) 提出方法

提出場所に持参、郵送又は宅配便の方法により提出すること。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期間内に必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(7) 注意事項

本企画提案競技の参加に際しては、別に定める女性活躍推進セミナー事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領を確認すること。

4 その他

女性活躍推進セミナー事業業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書、実施要領その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。